

証券コード 1946
平成30年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目20番31号
株式会社 トーエネック
代表取締役社長 大 野 智 彦

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2～3ページの「議決権の行使についてのご案内」に従って平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目20番31号 当社本店
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第100期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第100期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

議決権の行使についてのご案内

● 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会にご出席いただけない場合



○ 書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

行使期限 平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。



○ インターネットにより議決権を行使される場合

行使期限 平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分まで

インターネットにより議決権行使サイト▶<https://www.web54.net>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）に記載の内容をご確認ください。

■ インターネットによる開示について

当社ウェブサイト▶ <http://www.toenec.co.jp/>

- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表ならびに連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している株主資本等変動計算書および個別注記表ならびに連結株主資本等変動計算書および連結注記表となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト▶ <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限

平成30年6月26日（火曜日）
午後5時15分まで

議決権行使コード・パスワードの取り扱いについて

- パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 議決権行使書用紙とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

●本サイトの利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使に関する利用規約」の承認が必要です。ご了承ください。この利用規約は、本サイトの利用時に自動的に承認されます。

次へすすむ 閉じる

＜その他の機能＞

- 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してログインしてください。
- 「パスワード」を忘れた場合は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。
- 「パスワード」を忘れた場合は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。
- 「パスワード」を忘れた場合は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

② お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。

●議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにより送付された場合は、ご確認ください。）
（印刷された場合は、ご確認ください。）

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

③ 「パスワード」を入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、【パスワード認証】ボタンをクリックしてください。

●パスワードは、議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにより送付された場合は、ご確認ください。）
（印刷された場合は、ご確認ください。）

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業の好業績や雇用情勢の改善傾向が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、公共投資の底堅い動きに対して、企業設備投資は持ち直しの動きがみられました。

当社は、中期経営計画（平成29年度～平成31年度）において、①環境変化への対応と成長への挑戦、②安定した収益の確保、③企業風土改革の更なる推進 の3つの重点方針を掲げております。これらの方針に基づき、一般工事は、地元である中部圏に加えて、首都圏における営業活動や、海外事業基盤の強化を図りました。さらに、将来を見据えた投資として、太陽光発電事業の拡大に努めました。電力関連工事においては、業務の見直し等の効率化施策を推進しました。

また、企業の存続にはお客さまや社会からの信頼が不可欠であるため、コンプライアンスと安全意識の徹底に取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、受注高1,777億1千5百万円（前期比4.8%減）、売上高1,887億8千3百万円（前期比4.6%増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に伴う売上総利益の増加などにより、経常利益は68億7千7百万円（前期比4.0%増）となりました。

また、前期に比べて、特別利益が減少したことや法人税における税額控除額が減少したことなどにより、当期純利益は44億9百万円（前期比0.4%減）となりました。

当期の部門別受注高・売上高

区 分		受 注 高	前 期 比	売 上 高	前 期 比
設備工事	配 電 線 工 事	76,476百万円	△1.9%	76,857百万円	△1.1%
	地 中 線 工 事	6,878百万円	△46.1%	11,722百万円	31.9%
	通 信 工 事	15,465百万円	26.8%	14,193百万円	15.4%
	屋 内 線 工 事	62,008百万円	△11.1%	63,595百万円	△0.1%
	空 調 管 工 事	16,886百万円	19.9%	14,346百万円	28.4%
	計	177,715百万円	△4.8%	180,716百万円	4.0%
兼業事業	エ ネ ル ギ ー 事 業	—	—	4,328百万円	39.6%
	商 品 販 売	—	—	3,737百万円	1.9%
	計	—	—	8,066百万円	19.2%
合 計		177,715百万円	△4.8%	188,783百万円	4.6%

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しております。

(2) 部門別の状況

(配電線工事)

電力会社からの配電線工事が減少したことにより、前期に比して、受注高につきましては1.9%減、売上高につきましても1.1%減となりました。

(地中線工事)

太陽光発電関連設備工事等の減少により、受注高につきましては前期に比して46.1%減となりました。売上高につきましては、太陽光発電関連設備工事の完成が増加したことにより、前期に比して31.9%増となりました。

(通信工事)

大手通信事業者からの受注が増加したことにより、前期に比して、受注高につきましては26.8%増、売上高につきましても15.4%増となりました。

(屋内線工事)

建設会社からの受注が減少したことにより、前期に比して、受注高につきましては11.1%減となりましたが、売上高につきましては、手持工事の確実な完工により0.1%の微減となりました。

(空調管工事)

建設会社からの受注が増加したことにより、前期に比して、受注高につきましては19.9%増、売上高につきましても28.4%増となりました。

(エネルギー事業)

太陽光発電事業において新規の太陽光発電所が稼働したことにより、前期に比して、売上高につきましては39.6%増となりました。

(商品販売)

営業強化に伴う変圧器および電線の売上増加により、前期に比して、売上高につきましては1.9%増となりました。

(3) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は321億2千1百万円であり、その主なものはエネルギー事業における太陽光発電事業に関連する資産の取得、事業場用土地の取得ならびに事業場の新築であります。

(4) 資金調達の状況

主に太陽光発電事業に関する投資を行うため、200億円を金融機関からの借入により調達いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、各種政策の効果などを背景に、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の先行きの不確実さには留意が必要であります。

一方、建設業界におきましては、民間の設備投資は、企業収益の改善を背景に増加していくことが期待され、公共投資については、底堅く推移すると見込まれます。しかしながら、電力システム改革の進展により、電力業界の枠組みが大きく変化するなかで、電力関連工事については、先行きの一層の厳しさが予想されます。

このような当社を取り巻く外部環境においても、安定的な収益を確保しつつ更なる成長ができる企業を目指すために、下記の中期経営計画の重点方針3項目の取り組みを、全社一体となって推進し、更なる企業価値向上に努めてまいります。

中期経営計画(平成29年度～平成31年度) ～お客さまと新しい未来へ～

<重点方針>

1. 環境変化への対応と成長への挑戦

- ①首都圏における営業活動の強化
- ②成長分野における事業の拡大

2. 安定した収益の確保

- ①電力配電工事業界におけるトップランナーの維持
- ②一般工事における営業基盤の強化とお客さま満足度の向上
- ③施工能力の強化
- ④コスト競争力の強化

3. 企業風土改革の更なる推進

- ①コンプライアンスの徹底
- ②安全風土と施工品質の維持・向上
- ③ダイバーシティの推進

<数値目標> (平成31年度・連結)

売上高	2,200億円	営業利益	90億円
営業利益率	4.0%	R O E	5.0%

<成長への投資>

再生可能エネルギー事業・M&A・研究開発・人材育成の分野へ
平成29年度～平成31年度で、1,000億円の投資を実施見込み

当社は、中部電力グループの総合設備企業として、電気・情報通信・空調・電力供給設備の企画・設計・施工・メンテナンスからエネルギー有効利用提案までを手がけ、お客さまへ安心・安全・快適な環境を提供しています。お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、より一層コンプライアンスを徹底し、お客さまや株主・投資家の皆さまから選択・支持いただけるよう全力で取り組んでいく所存であります。

(6) 財産および損益の状況の推移

	平成26年度 第97期	平成27年度 第98期	平成28年度 第99期	平成29年度 第100期 (当期)
受 注 高	206,416百万円	172,317百万円	186,767百万円	177,715百万円
売 上 高	190,791百万円	192,927百万円	180,461百万円	188,783百万円
経 常 利 益	6,682百万円	7,484百万円	6,612百万円	6,877百万円
当 期 純 利 益	3,431百万円	4,077百万円	4,428百万円	4,409百万円
1株当たり当期純利益	183円28銭	217円85銭	236円69銭	235円82銭
総 資 産	175,551百万円	173,555百万円	183,728百万円	212,436百万円

- (注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しております。
2. 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。このため、1株当たり当期純利益については、第97期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社 への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋	430,777百万円	50.01%	電気事業

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しております。
2. 当社は、親会社より配電設備新增設、修繕工事等を受注しております。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしております。この観点で踏まえ、中部電力株式会社との重要な契約については、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	100百万円	100%	設備工事および事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	東 京 都 港 区	40百万円	100%	プラント配管工事
株式会社フィルテック	愛知県名古屋市	35百万円	100%	空調設備の保守メンテナンス
統一能科建築安装(上海)有限公司 (トーエネックシャンハイ)	中華人民共和国	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC(THAILAND)CO.,LTD. (トーエネック(タイランド))	タ イ 王 国	10百万タイバーツ	49.5%	電気、空調、給排水工事
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	フィリピン共和国	1百万フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	インドネシア共和国	250百万インドネシアルピア	96%	電気、空調、プラント配管工事

- (注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア) の株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
P F I 豊川宝飯斎場株式会社	愛 知 県 豊 川 市	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業

④ 連結決算の概要

当連結会計年度の売上高は2,071億9千8百万円(前期比4.7%増)、経常利益は89億1千8百万円(前期比12.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は57億8千3百万円(前期比11.8%増)となりました。

(8) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分
特記すべき事項はありません。
- ③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(9) 主要な事業内容

主 要 事 業	事 業 内 容
配 電 線 工 事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事
地 中 線 工 事	配電線の地中化工事
通 信 工 事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
屋 内 線 工 事	ビル・工場などの屋内線工事
空 調 管 工 事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
エ ネ ル ギ ー 事 業	太陽光発電事業、空調システムサービス、E S C O事業
商 品 販 売	電線類や工事用材料などの販売

(10) 主要な営業所等

- ① 本 店 愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号
愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号（本店別館）
- ② その他の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中 部 本 部	愛知県名古屋市港区	静 岡 支 店	静岡県静岡市葵区
東 京 本 部	東京都豊島区	三 重 支 店	三重県津市
大 阪 本 部	大阪府大阪市淀川区	岐 阜 支 店	岐阜県岐阜市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市東区	長 野 支 店	長野県長野市
岡 崎 支 店	愛知県岡崎市		

③ 研究機関

名 称	所 在 地
技術研究開発部	愛知県名古屋市南区

(11) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
4,858名	61名増

(12) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,350百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,500百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	4,000百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,700百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	2,000百万円
株 式 会 社 百 五 銀 行	600百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ社名変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 19,329,990株（自己株式数636,078株含む）
(2) 株 主 数 5,146名
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 部 電 力 株 式 会 社	9,666千株	51.71%
ト ー エ ネ ッ ク 従 業 員 持 株 会	1,097千株	5.87%
ト ー エ ネ ッ ク 共 栄 会	498千株	2.66%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	315千株	1.69%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	228千株	1.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	223千株	1.20%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	201千株	1.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	193千株	1.04%
ト ー エ ネ ッ ク 名 古 屋 協 力 会 持 株 会	124千株	0.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	119千株	0.64%

- (注) 1. 当社は、自己株式636千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ社名変更しております。
4. 当社は、平成29年6月29日開催の第99回定時株主総会の決議により、平成29年10月1日を効力発生日として株式併合（普通株式5株につき1株の割合で併合）および単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
大 野 智 彦	代表取締役社長 社長執行役員	—
三 石 拓 治	代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括	—
佐 藤 則 夫	取締役（非常勤）	—
稲 垣 隆 司	取締役（非常勤）	岐阜薬科大学学長
高 木 勲	取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、 情報システム部、資材部、エネルギー事業部統括	—
住 田 輝 友	取締役 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長	—
齊 藤 等	取締役 専務執行役員 東京本部長	—
清 水 成 信	取締役（非常勤）	中部電力株式会社 取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
西 脇 哲 也	取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括	—
堀 内 保 彦	取締役 専務執行役員 空調管本部長	—
平 田 幸 次	取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長	—
原 田 正 人	常任監査役（常勤）	—
金 山 哲 雄	監査役（常勤）	—
志 賀 慶 章	監査役（非常勤）	公認会計士 志賀慶章公認会計士事務所 所長
杉 田 勝 彦	監査役（非常勤）	弁護士 石原総合法律事務所副所長

- (注) 1. 取締役佐藤則夫氏および稲垣隆司氏は、社外取締役であります。
2. 常任監査役原田正人氏、監査役志賀慶章氏および杉田勝彦氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役佐藤則夫氏および稲垣隆司氏、監査役志賀慶章氏および杉田勝彦氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 監査役志賀慶章氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。
5. 当事業年度における異動
 - ・代表取締役大野智彦氏、取締役平田幸次氏は、平成29年6月29日開催の第99回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・監査役金山哲雄氏は、平成29年6月29日開催の第99回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - ・代表取締役久米雄二氏、取締役山内忠氏および奥村与幸氏、監査役木村俊治氏は、平成29年6月29日をもって任期満了により退任いたしました。
6. 平成30年4月1日付で、次のとおり担当を変更いたしました。

氏 名	新	旧
住 田 輝 友	取締役	取締役 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
齊 藤 等	取締役	取締役 専務執行役員 東京本部長
西 脇 哲 也	取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括	取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括
平 田 幸 次	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長	取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長

※ 平成30年4月1日付で、海外事業部から国際事業統括部へ組織を改定いたしました。

ご参考

当社は執行役員制度を採用しており、平成30年4月1日現在における取締役以外の執行役員は次のとおりです。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
立 花 宏 之	専務執行役員 営業本部副本部長兼営業部長
藤 田 祐 三 ※	専務執行役員 東京本部長
水 野 朝 之	専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
川 嶋 繁 勝	常務執行役員 教育センター所長
牧 野 充	執行役員 技術研究開発部長
木 村 昌 彦	執行役員 長野支店長
滝 本 嗣 久	執行役員 東京本部副本部長
鈴 木 一 郎	執行役員 名古屋支店長
豊 田 哲 也	執行役員 資材部長
藤 田 憲 邦	執行役員 総務部長兼管財グループ長
廣 瀬 東志一	執行役員 中部本部長
中 村 賢 二	執行役員 配電本部市場開発部長
森 国 俊	執行役員 中部本部副本部長
竹 内 組 人	執行役員 岐阜支店長
大 嶋 主 税	執行役員 経営企画部長
池 山 竜 夫	執行役員 三重支店長
佐 藤 英 樹	執行役員 人事部長
山 崎 重 光	執行役員 営業本部内線統括部長
高 田 久 嗣	執行役員 配電本部地中線部長
細 川 義 洋	執行役員 国際事業統括部長
佐 野 弘 忠	執行役員 経営企画部副部長兼経営企画グループ長
大 坪 彰 司	執行役員 岡崎支店長
加 藤 憲二郎	執行役員 情報通信統括部長
宗 宮 弘 幸	執行役員 大阪本部長
渡 部 篤	執行役員 空調管本部空調管統括部長兼設計部長
平 野 明 人 ※	執行役員 経理部長
上 山 憲 司	執行役員 安全環境部長
佐 田 幸 司	執行役員 配電本部配電統括部長兼総括グループ長
長 島 芳 行	執行役員 経営審査部長
野 原 彰 文	執行役員 法務部長
森 弘 幸 ※	執行役員 静岡支店長

- (注) 1. ※は、平成30年4月1日付で新たに就任した執行役員であります。
 2. 常務執行役員小林利文氏、執行役員山内康広氏および古川偉久氏は、平成30年3月31日をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、非業務執行取締役である佐藤則夫氏、稲垣隆司氏および清水成信氏ならびに監査役の全員と、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	210百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	47百万円 (30百万円)

(注) 上記には、平成29年6月29日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役稲垣隆司氏は、岐阜薬科大学の学長であります。当社と岐阜薬科大学との間には、特別の利害関係はありません。

監査役志賀慶章氏は、志賀慶章公認会計士事務所の所長であります。当社と志賀慶章公認会計士事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長であります。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	佐 藤 則 夫	・ 当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
	稲 垣 隆 司	・ 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち11回に出席し、主に長年にわたる学識経験者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	原 田 正 人	・ 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回、17回の監査役会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っております。
	志 賀 慶 章	・ 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回、17回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
	杉 田 勝 彦	・ 当事業年度に開催した14回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

61百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務デューデリジェンス等についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、項目別監査時間、報酬単価、報酬額の推移、職務執行状況を検証し、当事業年度における監査計画の活動内容および報酬見積の算出根拠の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

(1) 整備状況

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努める。

① 経営管理に関する体制

ア. 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役ににより社外の視点から監督を行う。

監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査する。

- ・業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受ける。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置く。なお、本部長・統括を務める役付執行役員は、取締役に兼務することとし、これにより経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止する。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門（本部、本店の部をいう。以下同じ。）および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定める。

また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告する。

- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。
- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

イ. 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置する。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を直接、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

② リスク管理に関する体制

- ・全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備する。
- ・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的にまたは必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、必要に応じて、取締役会において審議・報告する。
- ・安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的にまた必要に応じ、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用する。
- ・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施する。
- ・内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行う。

③ コンプライアンスに関する体制

ア. 社内体制

- ・当社のコンプライアンス経営を推進するために、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部の長、本店本部の総括部署の長および支店長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行う。

- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置する。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定める。
- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

イ. 中部電力グループ体制

- ・中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行う。

④ 監査に関する体制

ア. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
- ・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の使用人を置く。

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性

- ・監査役室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役の指揮・命令を受けない。
- ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する使用人に不利益を及ぼさない。
- ・監査役室に所属する使用人の異動および評価にあたっては、監査役の意向を尊重する。

ウ. 監査役への報告に関する体制

取締役および監査役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査役に報告する。

- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
- ・部門ごとに原則として毎年1回、当該部門の業務の執行状況について監査役に報告する。
- ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査役に回覧する。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。

エ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。

オ. 監査費用等に関する事項

- ・取締役等は、監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払う。

カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べるができるものとし、取締役等は、当該意見を尊重する。
- ・社長は、監査役と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設ける。
- ・内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。

⑤ 企業グループの業務の適正を確保するための体制

ア. 親会社との関係に係る体制

当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。

イ. トーエネックグループの体制

- ・当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備する。
- ・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告する。
- ・グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査役に報告する。
- ・当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用する。
- ・当社の監査役および取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務する。
- ・当社の監査役および取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行う。

(2) 運用状況

当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況を定期的に取り締役に報告しております。その概要は、次のとおりであります。

(経営管理に関する体制)

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催し、取締役相互の協議・意見交換を通じて、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を相互に監督しました。

また、経営執行会議は、社長執行役員、専務執行役員の8名で構成され、常勤の監査役2名およびオブザーバー5名も出席しております。経営執行会議は18回開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況に関する報告を受けました。

当社は、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役および執行役員の任期を1年としています。

社長直属の内部監査部署は、法令遵守、業務システム等に関して内部監査を実施し、その結果を直接社長に報告するとともに、各部門に対して必要な改善を勧告しました。

(リスク管理に関する体制)

定期的にはリスクの棚卸を実施し、認識したリスクについては、経営計画、業務計画または日常の個別業務に反映するよう努めました。また、経営に重大な影響を与えるリスクについては、その影響度と発生頻度を想定したリスクマップとして可視化し、情報共有化を図りました。

非常災害その他当社に重大な影響を与え得る事象を想定し、中部電力株式会社と同調した防災訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練を実施しました。

(コンプライアンスに関する体制)

社長を委員長とする定例のコンプライアンス推進委員会を3回開催し、コンプライアンス推進活動の実施状況の報告ならびに活動計画の審議を行いました。この活動計画に従って、外部講師によるコンプライアンスセミナー、役職員の対話を通じたコンプライアンスミーティング、社内報による啓蒙活動等を行い、コンプライアンス意識の高揚に努めています。また、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内・社外に設置しており、問題の早期発見と改善に活用しています。

反社会的勢力との関係遮断については、事業場ごとに不当要求防止責任者を選任し、公安委員会へ届け出るとともに、警察その他の外部専門機関から情報収集を行い、必要に応じてこれらの外部専門機関に相談を行いました。

(監査に関する体制)

監査役は取締役会で意見を述べるとともに、取締役会で経営判断原則に則った審議がなされているか、社外取締役が適切に機能しているかなどの視点から取締役の職務執行を監査しています。

監査役室には、監査業務量を勘案し、4名の使用人を置いております。監査役室は、取締役の指揮命令系統から独立させるとともに、監査役室に所属する使用人の異動・評価にあたっては、監査役の意向を尊重する等、監査役の指示の実効性を確保しております。

監査役に対しては、定期的に部門の業務執行状況を報告するとともに、重要な決裁文書その他の文書を回覧したほか、都度、必要な報告を行いました。

監査役は、経営執行会議、コンプライアンス推進委員会等に出席し、意見を述べました。監査役と代表取締役は、経営に関し6回意見交換を行いました。また、監査計画の策定・実施にあたっての協議、実施結果の報告を行うため、内部監査部署と6回、会計監査人と6回、それぞれ情報交換を行いました。

(企業グループの業務の適正を確保するための体制)

グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、必要に応じ協議するとともに報告を受けました。グループ会社のリスクについては、定期的に報告を受けたほか、コンプライアンス教育についてグループ一体となった取り組みを実施しました。

当社の監査役等は、必要に応じてグループ会社の監査役を兼務し、定期的に意見交換を行いました。また、内部監査部署は、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施しました。

以 上

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益を除き表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産	93,484	流 動 負 債	78,972				
現金 預金	21,633	支払 手形	1,187				
受取 手形	3,668	電子 記録 債権	7,970				
電子 記録 債権	2,836	工事 未払 金	22,883				
完成 工事 未収入 金	42,654	短期 借入 金	30,250				
有価 証券 金	10,000	リ ー ス 債権	3,111				
未成 工事 支出 金	3,998	未 払 金	3,087				
材料 貯蔵 品	2,514	未 払 費 用	5,974				
繰延 税金 資産	1,774	未 払 法人 税 等	1,811				
未収 入 金	1,731	未成 工事 受入 金	1,620				
そ の 他 金	2,702	工事 損失 引当 金	329				
貸倒 引当 金	△30	そ の 他 金	746				
固 定 資 産	118,952	固 定 負 債	48,410				
有形 固 定 資産 (	92,871)	リ ー ス 債権	23,436				
建物 ・ 構築 物	18,111	退職 給付 引当 金	23,913				
機械 ・ 運搬 具	24,650	そ の 他 金	1,060				
工具 器具 ・ 備品	925	負 債 合 計	127,383				
土地	28,617	純 資 産 の 部					
建設 仮勘 定	20,566	株 主 資 本	78,752				
無形 固 定 資産 (	1,567)	資 本 金	(7,680)				
投資 その 他 の 資産 (	24,513)	資 本 剰 余 金	(6,839)				
投資 有価 証券	12,209	資 本 準 備 金	6,831				
関係会社株式 ・ 関係会社出資 金	4,375	そ の 他 資 本 剰 余 金	7				
長期 貸付 金	499	利 益 剰 余 金	(65,764)				
破産 更生 債権 等	196	利 益 準 備 金	1,639				
繰延 税金 資産	4,095	そ の 他 利 益 剰 余 金	64,124				
そ の 他 金	3,842	海外市場開拓積立 金	100				
貸倒 引当 金	△705	固定資産圧縮積立 金	1,231				
		特別償却準備 金	54				
		別 途 積 立 金	57,600				
		繰越 利益 剰 余 金	5,138				
		自 己 株 式	(△1,532)				
		評価 ・ 換算 差 額 等	6,301				
		その他有価証券評価差額 金	(6,301)				
資 産 合 計	212,436	純 資 産 合 計	85,053				
		負 債 純 資 産 合 計	212,436				

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		
完成工事高	180,716	
兼業事業売上高	8,066	188,783
売 上 原 価		
完成工事原価	158,891	
兼業事業売上原価	5,925	164,817
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	21,824	
兼業事業総利益	2,141	23,965
販売費及び一般管理費		16,990
営 業 利 益		6,975
営業外収益		
受取利息及び配当金	379	
その他の他	339	718
営業外費用		
支払利息	789	
その他の他	27	817
経 常 利 益		6,877
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	46	
貸倒引当金繰入額	89	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	36	172
税 引 前 当 期 純 利 益		6,704
法人税、住民税及び事業税	2,052	
法人税等調整額	242	2,295
当 期 純 利 益		4,409

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	105,528	流 動 負 債	85,932
現 金 預 金	26,735	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	39,551
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	56,542	短 期 借 入 金	30,345
有 価 証 券	10,000	リ ー ス 債 務	3,073
未 成 工 事 支 出 金	4,463	未 払 費 用	6,750
材 料 貯 蔵 品	2,560	未 払 法 人 税 等	2,313
繰 延 税 金 資 産	2,121	未 成 工 事 受 入 金	1,963
そ の 他	3,148	工 事 損 失 引 当 金	332
貸 倒 引 当 金	△43	そ の 他	1,601
固 定 資 産	133,867	固 定 負 債	60,105
有 形 固 定 資 産 (	96,273)	リ ー ス 債 務	23,221
建 物 ・ 構 築 物	18,517	退 職 給 付 に 係 る 負 債	35,808
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	27,518	そ の 他	1,074
土 地	28,781		
建 設 仮 勘 定	21,456	負 債 合 計	146,037
無 形 固 定 資 産 (	4,296)	純 資 産 の 部	
の れ ん	2,507	株 主 資 本	94,547
そ の 他	1,788	資 本 金 (	7,680)
投 資 そ の 他 の 資 産 (	33,297)	資 本 剰 余 金 (	6,839)
投 資 有 価 証 券	21,832	利 益 剰 余 金 (	81,559)
繰 延 税 金 資 産	7,679	自 己 株 式 (	△1,532)
そ の 他	4,132	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,191
貸 倒 引 当 金	△347	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 (	6,335)
		為 替 換 算 調 整 勘 定 (	135)
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 (	△7,662)
		非 支 配 株 主 持 分	2
		純 資 産 合 計	93,358
資 産 合 計	239,395	負 債 純 資 産 合 計	239,395

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	198,794	
その他事業売上高	8,403	207,198
売上原価		
完成工事原価	172,870	
その他事業売上原価	6,139	179,010
売上総利益		
完成工事総利益	25,924	
その他事業総利益	2,263	28,187
販売費及び一般管理費		19,185
営業利益		9,002
営業外収益		
受取利息及び配当金	277	
持分法による投資利益	222	
その他	264	765
営業外費用		
支払利息	791	
その他	57	849
経常利益		8,918
特別利益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入額	49	
投資有価証券売却益	0	51
特別損失		
固定資産除売却損	164	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	36	201
税金等調整前当期純利益		8,768
法人税、住民税及び事業税	2,779	
法人税等調整額	203	2,983
当期純利益		5,785
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		5,783

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月25日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年4月25日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営審査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、継続的な取組みが行われており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月27日

株式会社トーエネック 監査役会

常任監査役（常勤）	原	田	正	人	Ⓔ
社外監査役					
監 査 役（常勤）	金	山	哲	雄	Ⓔ
社外監査役	志	賀	慶	章	Ⓔ
社外監査役	杉	田	勝	彦	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、将来にわたる事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30%を目処とする配当を通じて業績に応じた利益還元を行うとの基本方針に従い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金65円 総額1,215,104,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,700,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員は任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選定にあたっては、取締役会において、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材、適所の観点から総合的に検討しております。また、社外取締役候補者は、それぞれ異なる分野で豊富な経験と幅広い見識を有している独立性の高い2名とし、当社経営に対する多様な視点からの実効的な助言機能の確保および客観的・中立的な立場からの監督機能の強化を図っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	おの とも ひこ 大 野 智 彦 (昭和29年12月18日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	1,256株
<略歴、地位、担当> 平成21年 6 月 中部電力株式会社取締役 専務執行役員 販売本部長 当社取締役（非常勤） 平成23年 6 月 中部電力株式会社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部、人財開発センター、グループ事業推進部統括 当社取締役（非常勤）退任 平成24年 6 月 中部電力株式会社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部、グループ事業推進部統括 平成28年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部統括 平成29年 4 月 同社取締役 平成29年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 大野智彦氏は、代表取締役社長として、当社および当社グループを牽引し、中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しているとともに、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためあります。				

候補者番号 2	みつ いし たく じ 三 石 拓 治 (昭和29年1月15日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	710株
<略歴、地位、担当> 平成19年 7 月 中部電力株式会社執行役員 岐阜支店長 平成21年 7 月 同社参与 秘書部付中部テレコミュニケーション株式会社出向（執行役員常務） 平成23年 7 月 同社特別参与（平成26年6月退任） 中部テレコミュニケーション株式会社執行役員常務 技術本部長 平成23年10月 同社執行役員常務 技術本部長兼技術部長 平成26年 4 月 同社執行役員常務 技術本部長兼技術管理部長 平成26年 6 月 当社取締役 常務執行役員 技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長 平成28年 6 月 当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書室、技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長 平成28年 7 月 当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報システム部、情報通信統括部統括 平成29年 4 月 当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 三石拓治氏は、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。また、近年厳しい市場環境にある通信工事部門における新たな事業戦略の策定、営業・施工体制の強化を推進し、顧客ニーズを踏まえた新技術の開発や情報セキュリティの強化に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためあります。				

候補者番号 3	たかぎ いさお 高木 勲 (昭和32年5月5日生)	再任	所有する 当社株式の数	2,495株
<略歴、地位、担当> 平成21年 7 月 中部電力株式会社電子通信部長 平成22年 7 月 同社執行役員 電子通信部長 平成24年 6 月 当社取締役 常務執行役員 技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長 平成26年 6 月 当社取締役 常務執行役員 海外事業部統括 営業本部長 平成28年 6 月 当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長 平成29年 4 月 当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括 平成29年 6 月 当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部、エネルギー事業部統括〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 高木勲氏は、一般工事の拡大に向け、本店機能および営業力を最大限発揮するための体制整備を行い、営業競争力の強化や成長分野への事業拡大を推進するとともに、将来に繋がる経営戦略の展開やグループ経営の強化に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためあります。				

候補者番号 4	にし わき てつ や 西 脇 哲 也 (昭和32年4月23日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	2,025株
<略歴、地位、担当> 昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社理事 秘書室長 平成23年6月 当社執行役員 営業本部営業統括部長 平成25年7月 当社執行役員 岐阜支店長 平成26年6月 当社常務執行役員 岐阜支店長 平成27年6月 当社常務執行役員 人事部長 平成28年6月 当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務室、総務部、資材部統括 (平成28年7月 法務室から法務部へ名称変更) 平成29年4月 当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括 平成30年4月 当社取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 西脇哲也氏は、人事制度の見直し、ダイバーシティの推進等、労働環境の向上に尽力しているほか、法務、総務等の経営管理分野においてコンプライアンスの徹底、コスト競争力の強化等に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためあります。				

候補者番号 5	ほり うち やす ひこ 堀 内 保 彦 (昭和32年12月18日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	2,328株
<略歴、地位、担当> 昭和56年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社理事 配電本部地中線部長 平成23年 6 月 当社執行役員 配電本部地中線部長 平成24年 6 月 当社執行役員 静岡支店長 平成26年 6 月 当社常務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐 平成28年 6 月 当社取締役 専務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐 平成28年 7 月 当社取締役 専務執行役員 空調管本部長〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 堀内保彦氏は、空調管部門を強化するため、営業力の強化、施工体制の充実に取り組むとともに、関東エリアでの受注拡大や製造業からの受注拡大に向け、子会社（旭シンクロテック株式会社）とのシナジー効果の最大化を図る体制を構築するなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためあります。				

候補者番号 6	ひら た こう じ 平 田 幸 次 (昭和34年1月18日生)	再任	所 有 す る 当社株式の数	1,704株
<略歴、地位、担当> 昭和56年4月 当社入社 平成22年7月 当社岐阜支店営業部長 平成24年6月 当社執行役員 営業本部技術統括部長 平成25年7月 当社参与 営業本部内線統括部副部長 平成26年6月 当社常務執行役員 営業本部内線統括部長 平成29年4月 当社専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長 平成29年6月 当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長 平成30年4月 当社取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕 (平成30年4月 海外事業部から国際事業統括部へ組織改定) <取締役候補者とした理由> 平田幸次氏は、長年にわたり当社の主要部門である内線部門の業務に従事し、内線工事の施工・営業関連業務に精通しており、現在は営業本部長として営業部門を統括するとともに国際事業統括部統括として海外案件の安定受注に向けて諸施策に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。				

候補者番号 7	ふじ た ゆう ぞう 藤 田 祐 三 (昭和34年4月19日生)	新任	所 有 す る 当社株式の数	0株
<略歴、地位、担当> 平成23年7月 中部電力株式会社販売本部配電部長 平成24年7月 同社お客さま本部配電部長 (平成25年5月から平成25年6月まで計画グループ部長を兼務) 平成26年7月 同社執行役員 お客さま本部配電部長 平成27年7月 同社常務執行役員 名古屋支店長 平成30年4月 当社専務執行役員 東京本部長〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 藤田祐三氏は、中部電力株式会社において主に配電部門に従事し、執行役員お客さま本部配電部長、常務執行役員名古屋支店長等の要職を歴任するとともに、現在当社においては専務執行役員東京本部長として一般工事における営業基盤の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組むなど、当社を取り巻く事業環境の変化に対応し、経営諸課題を解決するに十分な能力を有しております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。				

候補者番号 8	みず の あさ ゆき 水 野 朝 之 (昭和32年10月12日生)	新任	所 有 す る 当社株式の数	3,510株
<略歴、地位、担当> 昭和55年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社理事 配電本部配電統括部副部長 平成23年 6 月 当社参与 配電本部配電統括部副部長 平成24年 6 月 当社執行役員 配電本部地中線部長 平成26年 6 月 当社常務執行役員 名古屋支店長 平成30年 4 月 当社専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長〔現任〕 <取締役候補者とした理由> 水野朝之氏は、長年にわたり当社の主要部門である配電部門の業務に従事し、安定した部門収益をあげ会社業績の向上に寄与してきたほか、配電本部地中線部長、名古屋支店長を歴任し、経営の効率化に取り組んでおります。現在は配電本部長として配電部門を統括するとともに教育センター、安全環境部統括として安全衛生意識高揚の推進にも積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。				

候補者番号 9	はやし きん ご 林 欣 吾 (昭和36年 1 月 9 日生)	新任	所 有 す る 当社株式の数	0株
<略歴、地位、担当> 平成23年 7 月 中部電力株式会社経営戦略本部 事業戦略グループ長 平成25年 5 月 同社お客さま本部スタッフ部長 平成27年 7 月 同社執行役員 お客さま本部長 平成28年 4 月 同社執行役員 東京支社長 平成30年 4 月 同社専務執行役員 販売カンパニー社長〔現任〕 <重要な兼職の状況> 中部電力株式会社専務執行役員 販売カンパニー社長 <取締役候補者とした理由> 林欣吾氏は、中部電力株式会社において主に販売部門に従事し、現在は専務執行役員販売カンパニー社長として同社の販売部門を統括するなど、競争力・収益力の強化等に関する豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の取締役の業務執行の監督を適切に行う能力を有しております。 これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏がグループ経営戦略を推進すべくステークホルダーの視点から当社の経営を監督する人材として適任であると判断し、取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。				

候補者番号 10	さとうのりお 佐藤則夫 (昭和20年12月10日生)	再任 社外取締役 独立役員	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	0株
<略歴、地位、担当> 平成10年 6 月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成13年 4 月 株式会社豊田自動織機製作所（現 株式会社豊田自動織機）顧問 平成13年 6 月 同社常務取締役 平成15年 6 月 同社専務取締役 平成16年 6 月 同社代表取締役副社長 平成21年 6 月 株式会社アイチコーポレーション代表取締役社長 平成25年 6 月 同社代表取締役会長 平成27年 6 月 当社社外取締役（非常勤）〔現任〕 <社外取締役候補者とした理由> 佐藤則夫氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。 <独立性について> 佐藤則夫氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。 <社外取締役としての在任期間> 本総会の終結の時をもって3年 <取締役会への出席状況> 100%（当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席）				

候補者番号 11	いな がき たか し 稲 垣 隆 司 (昭和20年6月19日生)	再任 社外取締役 独立役員	所 有 す る 当社株式の数	0株
<略歴、地位、担当> 昭和45年 4 月 愛知県庁 入庁 平成16年 4 月 同県環境部長 平成18年 4 月 同県副知事（平成22年 3月退任） 平成22年 6 月 名古屋競馬株式会社代表取締役社長（平成26年 6月退任） 平成24年 8 月 学校法人名古屋学院大学理事長（平成27年 8月退任） 平成27年 4 月 岐阜薬科大学学長〔現任〕 平成28年 6 月 当社社外取締役（非常勤）〔現任〕 <重要な兼職の状況> 岐阜薬科大学 学長 <社外取締役候補者とした理由> 稲垣隆司氏は、長年にわたり愛知県において主に環境政策に携わり、環境問題に関する相当程度の経験・知見を有しているとともに、その多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・知見および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。 <独立性について> 稲垣隆司氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。 <社外取締役としての在任期間> 本総会の終結の時をもって2年 <取締役会への出席状況> 79%（当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席）				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、非業務執行取締役である佐藤則夫氏および稲垣隆司氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、上記契約を継続する予定であります。また、林欣吾氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

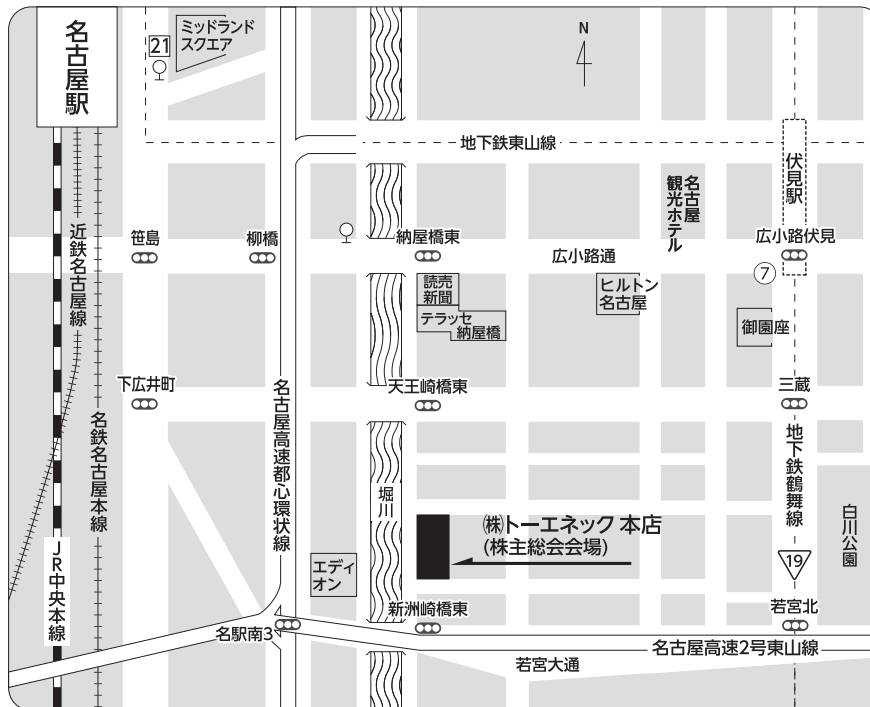
<MEMO>

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.

Blank lined paper with horizontal ruling lines.

株主総会会場ご案内図

所在地 名古屋市中区栄一丁目20番31号
電話 (052) 221-1111 (大代表)



交通のご案内

- ・ J R ・ 名鉄 ・ 近鉄 名古屋駅より徒歩約20分
- ・ 地下鉄 (東山線・鶴舞線) 伏見駅 (7番出口) より徒歩約15分
- ・ 市バス

系統 名駅 16 名古屋駅 (東新町経由左回り)
名駅 16 広小路本町 (柳橋経由)
C 758 名古屋駅 (広小路栄)

バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば) より乗車、
バス停「柳橋 (1番)」で下車 (乗車時間約5分)、徒歩7分

